

## 防府市庁舎移転等業務委託公募型プロポーザル選定基準書

### 1 趣旨

防府市庁舎移転等業務を実施する事業者を選定するための公募型プロポーザルにおいて、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するに当たり、提出された企画提案書等について厳正かつ公正に審査するため、本基準書を定める。

審査は、防府市が設置した防府市新庁舎移転関連業務受託事業者選定委員会（5人構成、以下「選定委員会」という。）の委員が行うものとする。

### 2 参加資格審査

#### (1) 資格要件の確認

参加者から提出された書類等で、募集要領に定めた参加資格要件を満たしていることの確認を行う。その結果、参加資格要件を満たしていない場合や書類の不足等があった場合は失格とする。

#### (2) 実施主体及び報告

参加資格審査は事務局が行い、選定委員会に報告するものとする。

### 3 企画提案審査の概要

(1) 選定委員会は、プレゼンテーション審査の参加事業者を対象に企画提案審査を行う。

(2) 企画提案審査は、下記4で定める企画提案審査の基準に基づき、各委員が評価点数を算出し、全委員の評価点数の合計点を総合評価点として、総合評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者とする。

#### 4 企画提案審査の基準

##### (1) 審査【優先交渉権者及び次点交渉権者の特定】

###### ア 審査基準表

優先交渉権者及び次点交渉権者を特定するための評価項目及び判断基準は以下のとおりとする。

| 評価項目                             | 審査内容   | 点数   |
|----------------------------------|--|------|
| 1 業務遂行能力                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書等の内容を的確に捉え、本業務を効率的に実施するための具体的な提案となっているか</li> <li>本業務を確実かつ円滑に遂行するための組織体制、実施体制（人員配置）となっているか（特に来庁者等への安全管理体制は十分か）</li> </ul>   | 40点  |
| 2 プロジェクト管理                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>本業務の全体計画を示した上で、その実施手順が具体的に示されているか</li> </ul>  | 20点  |
| 3 適切な移転計画の策定等                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年12月末の一斉移転実現のため、経験値等から想定される諸課題を洗い出し、その具体的な解決策が提案されているか</li> <li>関係事業者、入居団体との具体的な調整方法等が示され、本市の負担軽減が図られているか</li> <li>入退館管理について、事故等の発生を防止するための具体的な管理方法が提案されているか</li> </ul>                | 60点  |
| 4 効率的な移転作業の実施等                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>移転作業（搬入先1・2）から残存什器の集積までを見据えた移転先表示ラベル等の具体的な活用方法（区分・管理等）が提案されているか</li> <li>職員への説明会の実施や本市の各部署との調整について具体的な方法が示され、本市の負担軽減が図られているか</li> <li>物品等運搬時の事故防止策や什器を正確に配置する工夫などが具体的に提案されているか</li> </ul> | 60点  |
| 5 追加提案                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>仕様書に記載のない独自の提案（見積金額の範囲内）がされているか</li> </ul> <p><b>*追加提案ごとに明確に区分し作成すること</b></p>   | 20点  |
| 6 業務実績<br>参加事業者：様式6<br>配置予定者：様式7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加事業者、配置予定者（総括責任者）に本業務と同種又は類似の実績があるか</li> </ul> <p><b>*主な実績等をそれぞれ3つ以内で記載すること</b><br/>（特に官公庁における実績等を記載すること）</p>  | 40点  |
| 7 見積金額                           | 見積金額は提案上限額の範囲内か。   | 60点  |
| 合計（総合評価）                         |  | 300点 |

#### イ 特定方法

- ・ 選定委員会において上記アの基準による審査を行い、総合評価点数が最も高い事業者を優先交渉権者、次点の者を次点交渉権者として特定する。
- ・ 最上位の者が同点で2者以上ある場合は、選定委員会委員の合議により優先交渉権者と次点交渉権者を選定するものとする。
- ・ 総合評価点が900点（1,500満点の6割）以上の事業者がないときは、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定しない。
- ・ 優先交渉権者及び次点交渉権者に対しては、「特定通知書」によりその旨を通知する。特定されなかった参加者に対しては、「非特定通知書」によりその旨を通知する。

#### (2) 結果の公表

選定委員会における審査結果については、本プロポーザル手続の完了後に本市ホームページで公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者は匿名とする。

#### (3) 契約締結交渉

選定委員会が特定した優先交渉権者と市は契約交渉を行う。なお、契約交渉が不調のときは、次点交渉権者と契約交渉を行う。

### 5 その他

審査に関して疑義が生じた場合は、事務局と選定委員会で協議し、解決するものとする。